

[参考 高知医療センター例規集より抜粋]

## ○高知県・高知市病院企業団職員倫理条例

平成15年2月28日

条例第3号

改正 平成17年2月25日条例第11号

高知県・高知市病院組合職員倫理条例をここに公布する。

高知県・高知市病院企業団職員倫理条例

題名改正 [平成17年条例11号]

すべて職員は、県民・市民全体の奉仕者であって、その職務は県民・市民から負託された公務であることを深く自覚し、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

また、職務の執行に当たっては、自らを厳しく律するとともに、常に研さんに励み、県民・市民の負託にこたえるよう努めなければならない。

ここに、職員が職務の執行上保持しなければならない公務員倫理の大綱を定め、もって公務に対する県民・市民の信頼を確保すべく、この条例を制定する。

(目的)

**第1条** この条例は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民・市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民・市民の信頼を確保することを目的とする。

(職員の倫理)

**第2条** 高知県・高知市病院企業団職員の倫理に関し必要な事項については、当分の間、高知県職員倫理条例（平成11年高知県条例第46号）の規定を準用する。

一部改正 [平成17年条例11号]

**附 則**

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年2月25日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月1日から施行する。(後略)